



日弁連法1第115号

2016年(平成28年)7月15日

司法研修所長 小泉博嗣 殿

日本弁護士連合会

会長 中本和洋



司法修習生研修委託費の増額について(要望)

日頃より、当連合会の活動に御理解をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記司法修習生研修委託費につきましては、貴所の御尽力により、昭和62年度から漸次増額していただいておりますが、消費税相当額を控除した委託費の金額の推移は別紙のとおりであり、その増額は平成12年度が最後となっております。これに対し、弁護実務修習指導に要する費用は、委託費のみでは賄いきれずに、当連合会、各配属弁護士会からの補助金と個別指導担当弁護士に負っている状況にあります。

例えば、当連合会からは、毎年小規模弁護士会に対して弁護実務修習指導に関する補助金を支給しており、昨年度の支給金額の合計は400万円でした。

また、平成18年度以降、司法修習生の増加に伴い、とりわけ地方の弁護士会においては、指導担当弁護士を確保するため、やむなく、弁護実務修習に限り、弁護士会支部に司法修習生を配属せざるを得ない状況が継続しており、交通費や通勤時間等、そのための負担は非常に大きくなっております。当連合会及び弁護士会は、配属地によって司法修習生の負担に不均衡が生ずるのは相当ではないという考えから、支部修習における交通費(特急料金を含む。)や住居費(マンションの室料等)を負担しており、当連合会から支部修習を実施している弁護士会に対しては、合計で年間1,000万円を超える支援を行っております。

当連合会は、本年度も、司法修習に関して弁護士会に対する経済的支援を実施すべく準備していますが、本来このような司法修習に要する費用は研修委託費で賄われるべきものであると思料いたします。

つきましては、かかる状況を御理解いただき、委託費について相応の増額が実現されますよう、貴所の格別の御理解と御高配を賜りたく、何卒よろしく願い申し上げます。



司法修習生研修委託費の推移

※Up率(%)は、委託費から消費税相当額を控除した額の対前年度比/小数点第2位四捨五入

年 度	委託費 (円)	委託費から消費税 相当額を控除した額	Up率
平成 元	41,300	40,097	6.4
2	43,000	41,748	4.1
3	45,400	44,078	5.6
4	48,000	46,602	5.7
5	50,300	48,835	4.8
6	52,300	50,777	4.0
7	54,000	52,427	3.2
8	55,300	53,689	2.4
9	57,800	55,048	2.5
10	59,300	56,476	2.6
11	60,600	57,714	2.2
12	61,600	58,667	1.7
13	61,600	58,667	0
14	61,600	58,667	0
15	61,000	58,095	-1.0
16	60,700	57,810	-0.5
17	60,700	57,810	0
18	60,600	57,714	-0.2
19	60,600	57,714	0
20	60,600	57,714	0
21	60,600	57,714	0
22	60,600	57,714	0
23	60,600	57,714	0
24	60,600	57,714	0
25	60,600	57,714	0
26	62,300	57,685	-0.1
27	62,300	57,685	0
28	62,300	57,685	0